

福山市遠隔手話通訳等利用規約

福山市遠隔手話通訳等は、次の条項により実施するものとし、利用する者は、この利用規約に同意したものとします。

1 遠隔手話通訳等の内容

次の場合に、ビデオ通話機能を利用した手話通訳、筆談又は相談機会（以下「遠隔手話通訳等」という。）を提供します。

- ① 外出先等で、急遽、手話通訳又は要約筆記が必要な場合（手話通訳又は要約筆記が必要なことがあらかじめ分かっている場合は、福山市コミュニケーション支援事業実施要綱に基づき実施するコミュニケーション支援者派遣事業（以下「派遣事業」という。）の申請を行ってください。）
- ② 派遣事業では対応できないと福山市が判断した場合

2 遠隔手話通訳等の提供

(1) 提供日及び提供時間

土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 手話通訳者

遠隔手話通訳等の提供は、福山市が直接実施するものとし、ろうあ者等相談員が対応します。

3 遠隔手話通訳等の利用

(1) 利用条件

次の場合は、遠隔手話通訳等を提供しないことができる。

- ① 聴覚障がいや音声・言語機能障がい等により、音声での通話が困難な障がい者及び障がい児（以下「聴覚障がい者等」という。）が自ら生業として行う活動又は雇用されている聴覚障がい者等が雇用主のために行う活動や行為
- ② 公序良俗に反する内容又は社会通念上提供することが適当でないと認められる場合
- ③ 遠隔手話通訳等の画像・音声等の保存など内容の転用・転載に繋がるおそれのある行為を行おうとする場合又は行われた場合
- ④ 1回の利用時間が30分を超える場合

(2) 利用対象者

遠隔手話通訳等を利用できる者は次のとおりとします。

- ① 市内に居住する聴覚障がい者等
- ② 聴覚障がい者等との意思疎通において、遠隔手話通訳等を必要とする者で市長が必要と認めるもの

(3) 利用登録

遠隔手話通訳等を利用する者は、事前に利用登録をする必要があります。なお、利用登録後に登録内容に変更が生じた場合または登録を辞退する場合はその旨を届出していただく必要があります。

(4) 利用料

遠隔手話通訳等の利用料は無料とします。ただし、利用する者の遠隔手話通訳等の利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は利用者負担となります。なお、スマートフォン等からのビデオ通話の利用は、パケット通信料が高額になる場合がありますので、事前に Wi-Fi 環境、料金プラン、利用方法をご確認ください。

(5) 利用するソフトウェア

遠隔手話通訳等に利用するソフトウェアは、 Teams とします。利用者は自らの責任において当該ソフトウェアの利用規約に基づき、環境を整えるものとします。

4 留意事項

- (1) 個人情報については、福山市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 38 号）に基づき、適切に取り扱います。
- (2) 遠隔手話通訳等の円滑な運用のため、名前等を含む個人情報を記録し一定期間保有します。
- (3) 遠隔手話通訳等は、次の事由により提供ができないことがあります。
 - ① 通信状況が悪い場合
 - ② ろうあ者等相談員が外出中又は来庁者の応対中の場合
 - ③ その他、自然災害等市の責めに帰さない事由が生じた場合
- (4) 遠隔手話通訳等では、音声通話での問合せは受け付けていません。
- (5) 遠隔手話通訳等は内容の変更や運用の見直し、終了などを行う場合があります。